



奈良地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

奈良労働局一般公示第29号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、奈良県の区域内で、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「奈良地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年8月3日

奈良労働局長

石崎 琢也



記

奈良地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、奈良県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、奈良県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和8年8月17日

(3) 推薦書の提出先

奈良労働局労働基準部賃金室

（奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎内）

令和 年 月 日

奈良労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

奈良地方最低賃金審議会 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業労働者最低賃金専門部会の 代表委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

（フリガナ） 氏 名	年 齢	現 職 （現在の職業、所属団体、地位を すべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

令和 年 月 日

奈良労働局長 殿

氏名

私は、奈良地方最低賃金審議会 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 専門部会委員に任命された場合には、同委員となることを内諾します。